

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年9月16日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部 七海
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

①適格請求書等保存方式の導入（売り手側・貸主）

令和5年10月1日から益税問題（国へ納付されるべき消費税が、一旦預かった事業者の利益になってしまうこと）の解決に向けて、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）とは、一定の要件を満たした請求書や納品書等をいい、売り手側（貸主）は、買い手側（借主）から求められたとき、適格請求書を交付しなければなりません。買い手側（借主）は、仕入税額控除を受けるためには、帳簿のほか、売り手側（貸主）から交付を受けた適格請求書の保存が必要となります。まず初めに売り手側（貸主）の観点から各種要件や適格請求書発行事業者を選択しなかった場合のメリット・デメリットについてご紹介いたします。

1. 適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書を交付することができるのは、適格請求書発行事業者に限られ、適格請求書発行事業者となるには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることができず、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても免税事業者に該当せず、消費税等の申告義務が生じますので注意が必要です。

2. 登録申請のスケジュール

登録申請手続は令和3年10月1日から受付が開始され、適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

3. 適格請求書発行事業者（売り手側（貸主））の留意点

①適格請求書発行事業者の義務

買い手側（借主）（課税事業者に限る）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

②適格請求書の記載事項

適格請求書	適格簡易請求書
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日	②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率	④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）
⑤税率ごとに区分した消費税額等※	⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率※
⑥書類の交付を受ける事業者の名又は名称	

・下線部は現行の請求書の記載事項に追加される事項。

・不特定多数の者に販売又はサービス等を行う場合は適格請求書に代え、適格簡易請求書を交付することができる。

※端数処理は一請求書につき、税率ごとに1回行う。（「切上げ」「切捨て」「四捨五入」など任意の方法で選択可）

4. 免税事業者のメリット・デメリット

免税事業者は課税事業者を選択しなければ適格請求書発行事業者となれず適格請求書を発行できず、買い手側（借主（課税事業者））は仕入税額控除を受けられません。仕入税額控除が受けられないため、買い手側から消費税額相当額の値引きの要求や、他の適格請求書発行事業者との取引を優先されて売上が減少するリスクがあります。そのようなリスクを除けば、免税事業者は消費税の納税義務がなく、適格請求書の発行等の煩雑な事務負担がありません。買い手側（借主）の大半が一般消費者である場合は仕入税額控除がもともと不要であるため、売り手側（貸主）に負担を与えることはなくこのようなリスクは少ないでしょう。「値引き等による売上減少か」「消費税納税のコスト増か」どちらがより負担となるのかを見定める必要があります。また、適格請求事業者以外から仕入れた場合は6年間（令和5年10月1日以後3年間は80%、令和8年10月1日以後3年間は50%）仕入税額控除が認められる段階的な措置があり、値引きを要求された場合は値引き幅を圧縮する交渉をする余地があるでしょう。

5. まとめ

買い手側（借主）が「一般消費者」「免税事業者」「簡易課税制度適用事業者」（以下「免税事業者等」という）である場合はインボイス制度の導入については影響がないでしょう。の買い手側（借主）の状況をしっかり分析して適格請求書発行事業者になるか否かを検討しておく必要があります。

②適格請求書等保存方式の導入（買い手側・借主）

次に令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）の買い手側（貸主）の観点からご紹介いたします。

1. 買い手側（借主）の留意点

消費税の納付税額は原則として、預かった消費税額から支払った消費税額を差し引いて計算します。インボイス制度導入後、免税事業者等以外の事業者については仕入先が適格請求書発行事業者でなければ、その支払った消費税額を控除できないため消費税の納付税額の計算上、不利益となりますのでご注意ください。なお、基準期間における課税売上高が5千万円以下で簡易課税制度を選択している場合は売上金額のみで消費税額を計算するため、仕入先が適格請求書発行事業者であるかは問いません。

2. 仕入税額控除の要件

免税事業者等以外の事業者である買い手側（借主）は、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存を要件として仕入税額控除の適用を受けることができ、この請求書等の保存要件が現行と異なることとなります。

【請求書等の範囲】

- (1) 適格請求書発行事業者が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- (2) 適格請求書の記載事項が記載され、相手方の確認を受けた仕入明細書等
- (3) 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- (4) 上記書類に係る電磁的記録

【帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合】

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- (1) 適格請求書の交付義務が免除されるもの（公共交通機関、自動販売機、郵便など）
- (2) 入場券等で使用の際に回収されるもの
- (3) 適格請求書発行事業者でない者から古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者がする仕入
- (4) 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の仕入
- (5) 従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等

3. 税額計算の方法

免税事業者等以外の事業者は令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※¹又は適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」※²のいずれかを選択できます。なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは適格請求書発行事業者に限られ、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

※1 適格請求書記載の消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する。

※2 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出した、それぞれの課税標準額（仕入税額の計算の場合は、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額）に78/100（軽減税率対象の場合は62.4/100）を掛けて算出する。

4. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度の導入前は仕入先、つまり売り手側（貸主）が課税事業者・免税事業者であるかを問わず、支払った消費税額（控除対象仕入税額）の全てから預かった消費税額が控除されていました。しかし、導入後は免税事業者等の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、令和5年10月1日以後3年間は免税事業者等からの課税仕入れにつき80%、令和8年10月1日以後3年間は50%の仕入税額控除ができる段階的な経過措置が設けられています。

※この経過措置を受ける場合、請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

5. 適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）

このサイトでは、「登録番号」を入力することで、適格請求書発行事業者に該当するかを確認することができます。

6. まとめ

当方が免税事業者等である場合はインボイス制度導入後も何の影響もありませんので心配はありません。上記以外の課税事業者等である場合は仕入先、つまり売り手側（貸主）が適格請求書発行事業者になるのか今後の動向に着目し、自身にどんな不利益があるかきちんと確認しておく必要があります。インボイス制度についてご懸念がある方は、ご遠慮なく弊社スタッフへご相談ください。